

日本人奨学生の交換留学支援奨学金

交換留学支援奨学金について

大学の協定校に交換留学する日本人奨学生に対し、申請をもとに、通常の奨学金に加え、支援奨学金を給付します。

給付内容

項目	内容
対象者	当財団の日本人奨学生で、1 Semester以上交換留学する者
給付額	月額 100,000円 ※他の奨学金との併給に伴う減額申請も可能
支給方法	原則として、以下の通り奨学生採用時の届出預金口座へ5ヶ月分を一括入金 1 Semester留学：渡航予定日までに5ヶ月分 2 Semester留学（3 Semester採用先を含む） ：渡航予定日までに5ヶ月分、2 Semester開始前に5ヶ月分
併給	他の留学奨学金との併給可

対象となる交換留学

- 大学間協定校への1 Semester以上の交換留学(部局間協定校および認定校は対象外)
- 留学先大学での単位認定があること(所属大学のみの認定は対象外)
- 語学留学・インターンシップのみの留学は対象外

申請方法

- 継続支給願と併せて、以下の書類を提出してください。
 - ・ 交換留学支援奨学金申請書 ※辞退の場合も要提出

締切

- 渡航予定日の1ヶ月前までに、大学を通じて当財団宛に書類を提出してください。
万が一、提出が遅れる場合は、事前にご相談ください。なお、回答書は1週間後を目処に大学宛に発送いたします。

帰国後の報告

- 帰国後1ヶ月以内に、留学レポートに加えて、以下の書類を提出してください。
 - ・ 留学先大学の成績証明書(コピー可)なお、成績証明書の発行が遅れる場合は、先に留学レポートを提出、成績証明書は入手後直ちに提出してください。

留意事項

- 留学中に正規の最短修業年限が終了する場合は、その年限までの給付となります。
- 途中で留学を中止した場合は、奨学金の停止や返還を求めることがあります。

以上